

5.4 土壌汚染

5.4 土壌汚染

5.4.1 工事の施行中

(1) 調査事項

調査事項は、表 5.4-1に示すとおりとする。

表 5.4-1 調査事項

区分	調査事項		
	土壌中の有害物質の濃度	地下水への溶出の可能性の有無	新たな土地への拡散の可能性の有無
予測した事項			
予測条件の状況	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染の状況（計画地内土壌の第二種特定有害物質の溶出・含有量、アルキル水銀及びPCBの溶出量） 		
環境保全のための措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の除却に先立ち、「東京都環境確保条例」第117条等に基づき有害物質の土壌汚染状況調査等を行う。調査にあたっては「東京都土壌汚染対策指針」等に基づき調査単位区画を設定し、調査区画が建物下など工事着手前に調査が実施できない区画がある場合、工事の進捗に合わせ当該区画の調査を実施する。 なお、土壌汚染状況調査により汚染土壌処理基準等を超過していると認められる場合、「東京都土壌汚染対策指針」等に基づき汚染土壌の範囲を確定するとともに、汚染の除去や拡散防止措置といった関連法令に基づく適切な対策を講じ、事後調査報告書において報告する。 本事業に伴う建設発生土を搬出する場合は、土壌中の有害物質等が「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出する。 確認された汚染土壌を区域外へ搬出する場合、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」に基づき、運搬車両にシート掛け等を行ったうえで適切に運搬する。また、「東京都環境確保条例」及び「土壌汚染対策法」に基づき、許可を受けた汚染土壌処理施設へ搬出し適切に処理する。 なお、ダイオキシン類における汚染が確認された場合は、「ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン」に基づき、適切に処理する。 工事における排水にあたっては、以上の調査において有害物質等による汚染土壌が確認された場合は、必要に応じ仮設の汚水処理設備等を設置し、下水排除基準に適合するよう適切に処理した後、公共下水道に放流する。 		

(2) 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

(3) 調査方法

調査方法は、表 5.4-2に示すとおりとする。

表 5.4-2 調査方法

調査事項		土壌中の有害物質の濃度	地下水への溶出の可能性の有無	新たな土地への拡散の可能性の有無
調査時点		既存工場の除却や土地の改変を行う時点とする。		建設工事（掘削工事）に伴い汚染土壌が排出される時点とする。
調査期間	予測した事項	既存工場の除却や土地の改変を行う期間とする。		建設工事（掘削工事）に伴い汚染土壌が排出される期間とする。
	予測条件の状況	既存工場の除却や土地の改変を行う期間とする。		建設工事（掘削工事）に伴い汚染土壌が排出される期間とする。
	環境保全のための措置の実施状況	既存工場の除却や土地の改変を行う期間とする。		建設工事（掘削工事）に伴い汚染土壌が排出される期間とする。
調査地点	予測した事項	計画地内とする。		
	予測条件の状況	計画地内とする。		
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。		
調査方法	予測した事項	環境確保条例第 116 条、117 条、土壌汚染対策法第 4 条に基づく方法とする。		
	予測条件の状況	環境確保条例第 116 条、117 条、土壌汚染対策法第 4 条に基づく方法とする。		
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料の整理による方法とする。		